

子育て支援総合助成金交付事業実施要綱

（目 的）

第1 市町村が実施する子育て支援の充実に資する事業を支援することにより、誰もが生きがいをもって生き生きと暮らせる安全で安心な社会づくりの実現を目的とする。

（実施主体）

第2 本事業の実施主体は、中核市を除く市町村とする。

（事業の種類）

第3 実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。

（1）子育て支援事業

民間保育所等における保育士又は保育教諭（以下「保育士」という。）の加配等により、安心して子育てができるよう支援する事業

ア 乳児保育支援事業

乳児の受入れ拡大と処遇向上を図るため、民間保育所等が児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）等を超えて行う保育士の配置を支援する事業

イ 認可外保育施設児童処遇向上事業

認可外保育施設に入所している要保育児童の処遇向上を図るため、認可外保育施設の運営及び施設整備並びに冷暖房の確保、延長保育、夜間保育、休日保育及び一時保育を支援する事業

（2）市町村提案事業

第1に規定する目的に即した前号及び次号以外の事業であって、市町村子ども・子育て支援事業計画等に基づき実施する事業のうち、知事が必要と認める事業

（事業の実施）

第4 各事業の実施は次によること。

（1）乳児保育支援事業実施要領（別添1）

（2）認可外保育施設児童処遇向上事業実施要領（別添2）

（3）市町村提案事業実施要領（別添3）

（県の補助）

第5 県は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(別添 1)

乳児保育支援事業実施要領

1 目 的

本事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定により認可された保育所及び同法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可された家庭的保育事業等（小規模保育事業 A 型、B 型及び事業所内保育のみ）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定により認定された認定こども園（市町村長が設置するものを除く。）及び同法第 17 条の規定により認可された幼保連携型認定こども園（以下「民間保育所等」という。）における乳児保育担当保育士の加配等に助成することにより乳児保育を推進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、中核市を除く市町村とする。

3 事業内容

(1) 事業内容

乳児の入所については年間を通じた入所児童数の増加があることから、各々の民間保育所等において安定的に乳児保育を実施できるよう、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 69 号）、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成 18 年長野県条例第 63 号）、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年長野県条例第 45 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（以下「条例等」という。）に規定する保育士又は保育教諭（以下「保育士」という。）のほか、乳児保育のための保育士を年度当初から配置する事業。

なお、当該年度中に乳児を 4 人以上受け入れる場合は、保育士に代えて保健師、看護師又は准看護師を配置しても差し支えないものとする。

(2) 実施要件

- ア 民間保育所等であること。
- イ 市町村が把握する乳児の年度途中入所希望数に基づき、市町村と調整の上、当該民間保育所等において乳児の年度途中入所に対してあらかじめ計画的に入所枠を用意し、かつ、年度途中において乳児が新たに入所する見込みがあること。
- ウ この事業で加配する保育士は、乳児保育の実施に当たるほか、必要に応じ、年度途中入所児童のための入所前指導や地域の育児休業中などの保護者とその児童に対し保育についての相談・指導等を実施すること。
- エ 前年度末から当該年度当初にかけて、乳児の入所児童数が 6 人以上減少する民間保育所等であること。
- オ 余剰金（前年度末における当期末支払資金残高、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び保育所施設・設備積立金の合計）が当該施設経理区分の前年度収入決算（ただし、各積立金戻入を除く。）の 6 か月相当額を有する保育所については対象とならないこと。

カ 長野県保育士加配支援事業補助金で対象となっている加配保育士は、この事業では対象とならないこと。

(別添 2)

認可外保育施設児童処遇向上事業実施要領

1 目的

本事業は、市町村が、認可保育所の補完をしている認可外保育施設の運営等に要する経費を助成することにより、現に入所している要保育児童の処遇向上を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認可外保育施設

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 59 条の 2 に規定する届出がなされているものをいう。

(2) 要保育児童

市町村長が子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。）第 1 条の 5 各号に定める事由に該当するものと認める児童をいう。

(3) 乳児

要保育児童のうち、1 歳に達していない児童及び 1 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童（認可外保育施設に入所した日において 1 歳に達している児童を除く。）をいう。

(4) 1～2 歳児

要保育児童のうち、1 歳に達した日からその日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童（認可外保育施設に入所した日において 1 歳に達している児童に限る。）及び 1 歳に達した日後最初の 4 月 1 日から 3 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童（認可外保育施設に入所した日において 3 歳に達している児童を除く。）をいう。

(5) 3 歳児

要保育児童のうち、3 歳に達した日からその日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童（認可外保育施設に入所した日において 3 歳に達している児童に限る。）及び 3 歳に達した日後最初の 4 月 1 日から 4 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童（認可外保育施設に入所した日において 4 歳に達している児童を除く。）をいう。

(6) 4～5 歳児

要保育児童のうち、4 歳に達した日からその日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童（認可外保育施設に入所した日において 4 歳に達している児童に限る。）及び 4 歳に達した日後最初の 4 月 1 日から 6 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童をいう。

(7)延長保育

認可外保育施設において、午前8時頃からおおむね午後6時を超えて行う保育をいう。

(8) 夜間保育

認可外保育施設において、午後6時頃からおおむね午後10時を超えて行う保育をいう。

(9)休日保育

認可外保育施設において、日曜日及び国民の祝日に行う保育をいう。

(10)一時保育

認可外保育施設において、保護者のやむを得ない事由により、一時的に家庭における育児が困難となる児童（ただし、在籍児童を除く。）に行う保育をいう。

(11)施設整備

認可外保育施設に現に入所している要保育児童の処遇向上のための必要不可欠な施設及び設備の改修・補修又は備品（取得価格10万円以上のものに限る。）の購入をいう。

3 実施主体

本事業の実施主体は、中核市を除く市町村とする。

4 留意事項

1の認可外保育施設は、次に該当するものを除く。

ア 認可外保育施設指導監督要綱（平成16年7月28日付け16教こ第126号長野県教育委員会教育長通知）に定める認可外保育施設指導監督基準をおおむね遵守しており、文書による改善指導を繰り返し受けているものでないこと。

イ 企業、病院等に設置され、専らその従業員の児童の保育を目的とする施設でないこと。ただし、従業員以外の児童の保育を実施する施設にあつては、当該児童に係る経費のみ対象とすることができる。

ウ 企業主導型保育施設、地方裁量型認定こども園又は市町村長が設置する施設でないこと。

(別添3)

市町村提案事業実施要領

1 目 的

市町村が身近な子育て支援を実施するため、市町村子ども・子育て支援事業計画等に基づき実施する事業を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、中核市を除く市町村とする。ただし、市町村が適当と認める社会福祉法人等へ全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

(1) 対象事業

次の各号にいずれも該当しない事業であって、4の(1)の選定基準を満たすこと。

ア 県が交付する補助金等の交付の対象となる事業

イ 国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業（交付税措置等の財源措置を伴って廃止された事業を含む。）

ウ 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業

エ 分担金又は負担金としての市町村支出事業

オ その他知事が対象外と認める事業

(2) 対象経費

対象事業の実施に要する経費から、次の各号の経費を控除した額とする。

ア 特定財源（地方債、分担金、負担金及び寄付金、事業収入、その他収入）

イ 団体の運営費、人件費及び施設の維持管理経費

ウ 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用

エ 地方債の償還に充当する費用

オ 食糧費

カ その他知事が対象外と認める経費

4 事業の選定方法

(1) 選定基準

ア 市町村子ども・子育て支援事業計画等に位置付けがあり、地域の実情や住民ニーズに対応し、子育て支援の推進に資する事業であること。

イ 費用対効果等の観点から事業の有効性が認められること。

ウ 事業の独自性及び継続性があり、他の市町村への発展性が認められること。

エ その他知事が必要と認める基準を満たしていること。

(2) 選定委員会

ア 選定委員会は、こども・家庭課長、家庭支援係長、保育係長及びこども・家庭課

長が必要と認める者で構成するものとする。

イ 選定委員会に関する庶務は、保育係が所管するものとする。

ウ 選定委員会の運営に係る事項については、別に定めるものとする。